

「ふるさと石川の地場産業を担い地域経済を支える中小企業の振興に関する条例（仮称）の概要案」に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 平成27年2月4日（水）～平成27年2月17日（火）
2. 寄せられたご意見 12件

No.	ご意見の概要	左記に対する考え方
1	小規模企業の重要性に鑑み、条例の名称は、「中小・小規模企業の振興に関する基本条例」とする。	「中小企業」には「小規模企業」が含まれていること、また、「基本条例」は関連する条例の存在が想起されます。条例は誤解をまねかない名称にしたいと考えております。
2	「中小企業・小規模企業の存続と持続的発展なしに、県経済の発展、県民生活の向上がないこと、自治体政策の土台であること」を条例に明記する。	中小企業は多くの雇用の機会を創出していること、本県経済の基盤をなしていること及び県民生活の向上に大きく寄与していることなど重要な役割を果たしていることを明記したいと考えております。
3	「小規模企業が石川県の伝統産業や伝統工芸、伝統技能や文化の継承に重要な役割を果たしている」と条例に明記する。	併せて、小規模企業が事業活動を通じて、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることなどについても明記するとともに、その重要性を踏まえた措置について、個別に条立てしたいと考えております。
4	「小規模企業が、事業を持続し地域を支え続けることは経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには必要不可欠である」と条例に明記する。	併せて、小規模企業が事業活動を通じて、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることなどについても明記するとともに、その重要性を踏まえた措置について、個別に条立てしたいと考えております。
5	条例制定後、施策の計画・調査・検証などを行うための機関を設置し、施策の理解に必要な広報、その検証結果の速やかな施策への反映を行うとともに、中小企業者や関係団体、県民の意見を反映させる場を設置する。（3件）	県の産業の振興に関する指針の策定に当たっては、多くの企業へのアンケートを行うとともに、策定のための検討委員会を設置するなど、幅広い関係者からのご意見を集めて策定を行ったところです。また、日常的に企業訪問を行っていることや、商工会、商工会議所などの中小企業を支援する団体との意見交換会などを通して情報収集に努めているところであり、今後とも、議会など、機会あるごとに様々な方面からのご意見を反映したいと考えております。

6	条例中に必要な主語を加えること。	今回パブリックコメントに掲載した条例の概要案は、用語の定義や条文の一部は省略して掲載しております。条例では、必要な主語や定義は明記したいと考えております。
7	条例中の定義に中小企業や小規模企業、第一次産業（農業・林業）を加えること。	
8	大学等の役割には、小学校や中学校、高校にも範囲を広げ、地元の中小企業が果たす役割、貢献などを学習することを通じて地元中小企業への就職に結び付けることを加える。	条例は、小規模企業を含めた中小企業の振興について、中小企業の事業活動と関係がある者の役割や、基本的な施策の方向性などの基本理念を定めるものであります。ご指摘の具体的な事項は、県が策定する産業の振興に関する指針にしっかりと記載しており、今後も、必要な事項は、指針に反映させていきたいと考えております。
9	基本理念に「地域循環型社会を目指す」という視点を盛り込むことや、施策の特徴や目的を鮮明な明記とする。	
10	「中小企業支援団体」を「中小企業に関する団体」とする。	「中小企業に関する団体」は、範囲が広すぎることから、「中小企業支援団体」とした上で、定義付けを加えたいと考えております。